

# 新信砂浄水場導水管更新事業

## 事業者選定基準

令和5年6月

留萌市水道事業

## 【事業者選定基準】

### 目 次

1	事業者選定基準の位置づけ .....	1
2	事業者選定の概要 .....	1
1)	事業者選定の方式 .....	1
2)	事業者選定の方法 .....	1
3)	事業者選定の体制 .....	1
3	優先交渉権者決定の手順 .....	2
4	応募資格の審査 .....	3
1)	応募資格の審査 .....	3
ア)	応募資格審査書類の審査 .....	3
イ)	応募資格要件の審査 .....	3
2)	応募資格審査結果の通知 .....	3
5	提案評価 .....	4
1)	提案書類の確認 .....	4
2)	提案内容の審査 .....	4
ア)	提案内容の審査 .....	4
イ)	得点化方法 .....	6
3)	総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定 .....	6
ア)	総合評価点の算定 .....	6
イ)	最優秀提案者等の選定 .....	6
4)	優先交渉権者の決定 .....	7
5)	審査結果の通知及び公表 .....	7

## 1 事業者選定基準の位置づけ

新信砂導水管更新事業事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、留萌市（以下、「当市」という。）が新信砂浄水場導水管更新事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

## 2 事業者選定の概要

### 1) 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 2) 事業者選定の方法

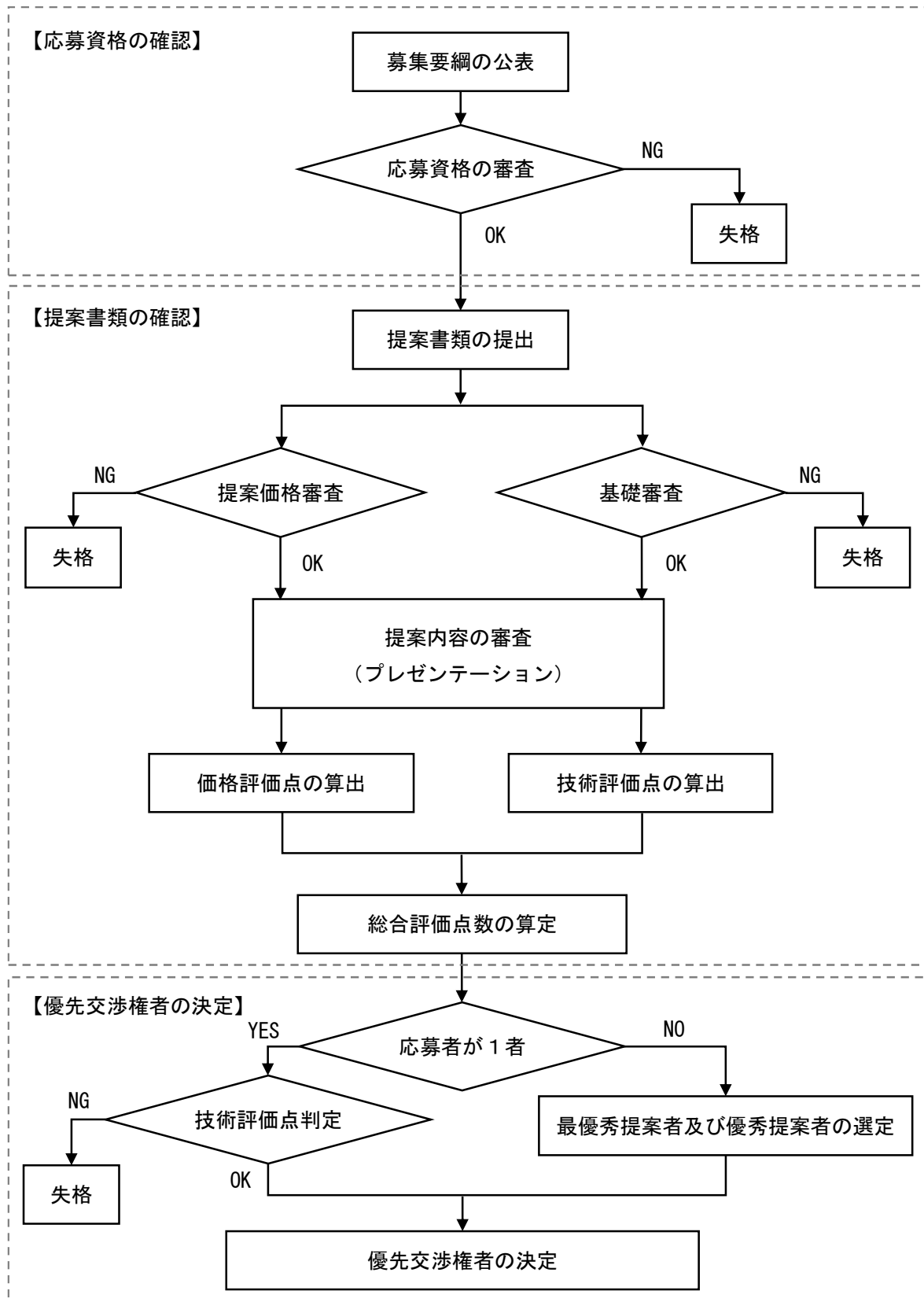
事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

### 3) 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、当市が基礎審査及び提案価格の審査を行ったうえで、当市が設置した新信砂浄水場導水管更新事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、当市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

### 3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



#### 4 応募資格の審査

##### 1) 応募資格の審査

###### ア) 応募資格審査書類の審査

当市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

###### イ) 応募資格要件の審査

当市は、応募者が募集要綱に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4-1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要綱「第3章3.3から3.7」の各項目

##### 2) 応募資格審査結果の通知

当市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

## 5 提案評価

### 1) 提案書類の確認

当市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

### 2) 提案内容の審査

#### ア) 提案内容の審査

##### (1) 提案価格審査

当市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

##### (2) 基礎審査

当市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

##### (3) 結果の通知

当市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

##### (4) 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

##### ①実施時期

令和5年9月中旬

##### ②実施場所

留萌市役所3階 3・4号会議室

##### ③出席者

出席者（説明者）は応募者1者あたり5名までとする。また、総括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。

##### ④実施時間

1者 30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）とする。  
なお、プレゼンテーション時間を1分超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

##### ⑤実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

##### ⑥使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（VGA ケーブル、HDMI ケーブル含

む)を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各応募者が用意すること。

⑦その他

- ・非公開で実施する。
- ・説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。
- ・ヒアリング会場でのテープレコーダ等による録音を認めない。

(5) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5-1 審査項目及び配点

評価項目（大項目／中項目）	評価項目（小項目）	評価の視点	配点	様式番号	
1. 技術評価点			80		
1-1 企業の技術能力	① 設計企業	・耐震形ダクタイル鋳鉄管路の受注実績は十分か。 ・管路DBの受注実績があるか。	15	5	様式番号 IV-1
	② 建設企業	・耐震形ダクタイル鋳鉄管路の受注実績は十分か。 ・管路DBの受注実績があるか。		5	様式番号 IV-2
	③ 配置予定技術者	・配置技術者は水道管布設工事等の業務実績が十分か。 ・実績工事にて主体的に創意工夫提案等の積極的な取組みが確認できるか。		5	様式番号 IV-3
1-2 業務計画に関する提案	① 業務実施方針	・本事業の業務フロー上における重要事項が指摘されているか。 ・確実に業務を遂行するための提案がなされているか。	15	5	様式番号 IV-4
	② 業務実施体制	・応募者の各構成企業の役割分担は明確か。 ・実施体制、配置人員は十分か。 ・発注者等との連絡体制は十分か。		10	様式番号 IV-5
1-3 設計・施工・工期等に関する提案	① 調査設計計画	・必要な各調査の調査計画及び調査内容の考え方は適切か。 ・耐震性、施工性、維持管理性等に配慮した設計計画となっているか。 ・設計図、数量計算、工事費積算等の照査方法に具体性があるか。 ・第三者機関等との協議、調整を円滑に進めるための方法は具体性があるか。	45	15	様式番号 IV-6
	② 施工計画	・地域的特徴を考慮した施工計画となっているか。 ・工事に際し関係する影響要因の想定及びその対策は具体的か。 ・施工品質の管理方法は具体的かつ効果的か。 ・事故に対する安全管理対策、安全管理体制は具体的で実現可能か。 ・発注者の監督作業を軽減する提案があるか。		20	様式番号 IV-7
	③ 工期の確実性	・工程表において、準備から完成までの各工種が工期内に網羅されているか。 ・工期の算定根拠は明確かつ具体的か。 ・管材の供給体制・供給能力は十分か。 ・工程管理方法は具体的かつ効果的か。 ・事業進捗が遅れた場合の対応策は具体的かつ効果的か。		10	様式番号 IV-8
1-4 地域貢献に関する提案	① 留萌市内の施工実績	・過去5年間の留萌市内の施工実績は十分か。	5	2	様式番号 IV-9
	② 留萌市経済への貢献	・地元企業の活用や材料の購入等の地域経済に対する経済効果があるか。		3	様式番号 IV-10
2. 価格評価点	① 提案価格	提案価格を点数化して評価する。	20	様式 III-3	
3. 総合評価点（1+2）			100		

イ) 得点化方法

(1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり5段階の評価を行い、得点化する(最高80点)。技術評価は各選定委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、技術評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目について要求水準を満たしているほか、優れている点が認められる。	配点×1.0
B	当該評価項目について要求水準を満たしているほか、やや優れているが点が認められる。	配点×0.6
C	要求水準を満たしているが、優れている点は特に認められない。	配点×0.2
D	要求水準を満たしているが、軽微な改善を求める。	配点×0.0

(2) 価格評価点の得点化方法

価格提案の評価は、価格評価点は最高20点とし、最も低い価格を提示した応募者の評価点を満点として、

$$\text{価格評価点} = (\text{最も低い見積価格} \div \text{応募グループの見積価格}) \times 20$$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

ア) 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点を算出する。

①技術評価点と価格評価点の合計は100点満点とする。

②技術評価点と価格評価点のウェイトは、8:2とする。

イ) 最優秀提案者等の選定

①各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

②得点の合計が最も高い提案が2以上ある場合には、価格評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

③以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。



#### 4) 優先交渉権者の決定

当市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、募集要綱の規定により優先交渉権者のみを決定する。このとき、応募者の技術評価点が50%以上の場合を優先交渉権者とし、50%未満の場合は失格とする。

#### 5) 審査結果の通知及び公表

当市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、当市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、各特定JVの代表企業の名称のみ公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に当市へ説明を求めることができる。